

平成22年10月8日

1 趣旨

本件は、平成23年度と平成24年度の2年間の大阪府立上方演芸資料館（以下「上方演芸資料館」という。）の指定管理候補者（以下「次期指定管理候補者」という。）の選定に係る参加意思の確認を行うものです。

上方演芸資料館については、平成20年度に策定した「財政再建プログラム（案）」に基づき、平成22年度をもって移転・規模縮小としていたところ、吉本興業株式会社（吉本興業グループを含む。以下「特定者」という。）から、現在の設置場所において、吉本興業自らが指定管理者となり、賃借料及び管理運営費の相当な削減、展示室集客の大幅な増を図るという提案を受け、現地存続（規模縮小）するという結論に至りました。

こうした経緯とあわせ、特定者以外の者からこの提案と同等若しくはこれを超える提案がなされることが想定されないため、次期指定管理候補者については、公募によらず特定者を選定する予定としていますが、特定者以外の者で、この提案と同等若しくはこれを超える提案が可能な者の有無を確認する目的で、この手続きを実施するものです。

本施設について、下記に示す指定に際しての基本条件を満たし、管理運営方針を理解した上で管理運営業務を実施する意思を有し、かつ、公募に参加する意思を持つ者は、以下に記載する方法にしたがって参加意思を表明してください。

参加意思を表明した者（以下「参加意思表明者」という。）がいない場合にあつては、特定者との公募によらない選定手続きを実施します。また、参加意思表明者がいる場合にあつては、公募による選定手続きに変更します。

記

2 施設の概要

名称	大阪府立上方演芸資料館（愛称：ワッハ上方）	
所在地	大阪市中央区難波千日前12-7 YES・NAMBAビル4階、6階及び7階 （現在の5階ワッハホールは平成22年度をもって廃止）	
規模	（敷地面積） 2, 258. 83㎡ （全体延床面積） 11, 174. 71㎡ （うち借受け延床面積） 約2, 000㎡（予定 ホール廃止後）	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造） 地上8階・地下1階	
施設の内容	展示室 915.162㎡	過去の演芸のテレビ・ラジオ番組やSPレコードの視聴、演芸の歴史を紹介するスペース
	小演芸場（上方亭）98.44㎡	展示室内にあり、往時の寄席を模した造りで小舞台を備えたスペースです。夜間貸館を実施（定員74名）
	演芸ライブラリー 150㎡	展示室内にあり、在阪放送局制作のテレビやラジオの演芸番組や市販のビデオ・DVDやCDの視聴のほか、関係書籍の閲覧ができるスペース（15ブース）。演芸ライブラリーのみの入場は無料
	レッスンルーム 99.85㎡	フローリングと鏡張りの壁を備えた稽古室。貸館として、小規模の公演等にも利用（定員60名）
	収蔵庫 260.00㎡	上方演芸に係る資料等を保管（資料数61,773点：平成22年3月末現在）
	その他（事務室・共用スペース等）	

3 管理運営方針

管理運営期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで（2年間）
管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の総合的な企画を行い、運営を統括するプロデューサー1名以上（常勤又は非常勤）を配置</li> <li>・上方演芸に関する豊富な知識と経験を有する学芸員1名以上（常勤又は非常勤）を配置</li> <li>・著作権管理責任者（常勤又は非常勤）を配置</li> </ul>
公平な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設としての公共性に配慮し、館の運営に当たっては、特定の芸能プロダクションの演者や特定の放送局のコンテンツに偏らないよう、そのバランスには最大限配慮して円滑な管理運営に努めること</li> </ul>
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上方演芸の保存と振興並びに施設の集客を図るため、以下の事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の受領・保存・整理・活用</li> <li>・資料の展示</li> <li>・その他上方演芸の保存と振興を図るための事業</li> </ul> </li> </ul>

施設の維持管理	・利用者の安全に留意するとともに、施設の環境保全に努め、良好な施設の維持管理を実施
府民との協働	・ボランティアの場の提供やNPO等との協働などを通じて、ワッハ上方の運営に「府民の視点」を取り入れ、業務に反映させることによって、府民サービスの向上と開かれた施設運営を実施
自己評価	・管理運営方針に基づく事業の達成状況及び利用者ニーズの対応状況について、指定管理者自らが点検・評価を行い、定期的に府に報告
開館時間、休館日等	・現在の開館時間及び休館日 ・展示室（ライブラリー含む） 11:00～18:00（入室は17:30まで） ・上方亭 18:00～21:30（貸館） ・レッスンルーム 10:00～21:30（貸館） （休館日）水曜日及び12月27日から翌年の1月1日まで ※開館時間、休館日の変更等の提案可
利用料金	・条例に定められた範囲内で、あらかじめ府の承認を受け、「料金表」を定める。現在の展示室の入場料金及び貸館部分の利用料金はワッハ上方条例の規定のとおり。
集客への取組み	・展示室入場者数について40万人以上の目標値及びその手法を示した事業計画を作成

#### 4 管理運営業務の主な内容

貸館部分運営業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間利用計画の策定</li> <li>・貸館申込みに関する相談及び受付業務</li> <li>・利用承認業務</li> <li>・利用料金徴収業務</li> <li>・貸館部分の舞台、音響、照明映写機器等の操作及び管理業務</li> <li>・入館者数、利用者アンケート等集計業務</li> <li>・その他円滑な貸館運営に必要な連絡・調整業務</li> </ul>
資料の受領、保存、整理及び活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の受領、保存、整理及び活用</li> <li>・著作権処理</li> <li>・映像等資料の複製料、許諾料の支払い事務</li> <li>・資料の点検、メンテナンス</li> </ul>
展示室の管理運営業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設展示及び特別展示の計画策定</li> <li>・展示に係る業務（運搬、展示、キャプション作成、保険加入、受付・案内、入場料金徴収、解説等）</li> <li>・映像等資料の著作権等に係る許諾料の支払い事務</li> <li>・演芸ライブラリーにおける受付案内及び機器の操作</li> <li>・広報業務（チラシ・リーフレット、ホームページ等の作成や宣伝活動など）</li> <li>・資料や機器の点検・メンテナンス等資料の良好な維持管理に必要な業務や展示環境の整備</li> <li>・入館者数、利用者アンケート等集計業務</li> <li>・その他、展示室の管理運営や集客に必要な業務</li> </ul>
上方演芸の殿堂入りの顕彰実施業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・候補者（上方演芸の発展と振興に大きな役割を果たし、功績のあった演芸人の栄誉を称え、後世に伝えるにふさわしい者）のリスト作成など、大阪府立上方演芸資料館運営懇話会（ワッハ上方の円滑な運営に資するため、上方演芸に関する学識経験者や演者、マスコミ関係者等知事が委嘱した委員で構成する有識者会議。以下「運営懇話会」という。）に諮る資料の作成</li> <li>・殿堂入り演者の表彰式の開催</li> <li>・表彰式の開催に係る広報、開催案内・通知及び経費支出業務</li> <li>・殿堂入り演者の似顔絵パネルや殿堂ギャラリーで放映する映像資料の製作</li> </ul>
ワッハ上方の運営に関する有識者会議の開催事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営懇話会及び同懇話会資料部会の開催事務</li> <li>・各会議の開催に係る案内、委員報酬・会議運営経費の支出、運営、会議録の作成等の事務</li> </ul>
ボランティアの活用促進業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活用計画（登録数、活用内容等）の策定</li> <li>・ボランティアの募集、登録業務</li> <li>・ボランティア活用事業の実施</li> <li>・ボランティアとの連絡・調整業務</li> <li>・その他、ボランティアの活用のために必要な業務</li> </ul>
施設の維持及び修繕等に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の清掃、設備の管理、点検、改造、修繕のほか、施設の使用に係る備品の維持・管理、補修等業務</li> </ul>

#### 5 指定に際しての基本条件

申請者資格	・事業を行う上での必要な法的資格を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること
-------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。</li> <li>・次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により本府又は他の地方公共法人から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの</li> <li>イ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しないもの</li> <li>ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をした者又は更生手続開始の申立てをされた者 <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。</li> </ul> </li> <li>エ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者</li> <li>オ 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをなされた者 <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。</li> </ul> </li> <li>カ 本件公表（配付）期間中において、大阪府物品委託役務関係入札参加要項に基づき入札参加停止の措置を受けているもの</li> <li>キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者</li> </ul> </li> </ul>
責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワッハ上方は、住民の福祉を増進させる目的をもってその利用に供するための「公の施設」であり、その利用に際しては、平等かつ公平な取り扱いをすること。また、「正当な理由」がない限り、施設の利用を拒むことはできない。</li> <li>・指定管理者が行う公の施設の管理運営に係る個人情報の取扱いについては、大阪府個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第53条の3の規定により、保護条例第2章（府が取り扱う個人情報の保護）の規定が適用される。</li> <li>・ワッハ上方の管理運営業務に関し、府があらかじめ指定する書類を施設に備え置き、一般の方が閲覧できるようにすること。</li> <li>・ワッハ上方の管理運営業務に関し、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、労働関係法令を遵守すること。</li> <li>・「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」又は「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」を設置していない場合は、対応をすること。</li> <li>・ワッハ上方の管理運営業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うこと</li> <li>・利用者の安全を確保するため、日ごろから危機管理意識を持って、施設内の点検チェックを行うとともに、定期的な避難訓練を実施し、避難誘導や連絡体制を確立するなど、府、警察、消防、病院等と連携し、危機管理事象に適切に対応するための防災・安全に関する対策を講じること。</li> <li>・府が主催・後援等する事業への支援・協力を積極的に行うこと</li> <li>・当該施設の清掃業務においては、知的障がい者の雇用（直接雇用、委託は不問）に努めること</li> <li>・施設の前年度分の年間エネルギー使用量を把握の上、所定の様式に記入し、毎年府に報告すること。また、省エネ法の趣旨を理解し、府が実施する省エネ施策に協力すること。</li> <li>・再委託を実施する場合は、その相手方が入札参加停止中又は入札参加除外中でないことを確認すること。</li> <li>・他の文化施設や関係団体等との連携・協力により、効果的な管理運営を行うこと</li> <li>・申請段階で障がい者法定雇用率を達成できていない場合は、「障がい者雇用率の達成及び維持に関する誓約書」を提出するとともに、この誓約を誠実に履行すること。</li> </ul>

管理運営経費（納付金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワッハ上方は、法244条の2第8項及び第9項に規定する利用料金制を採用しており、ワッハ上方管理運営業務による利用料金収入と自主事業等収入を指定管理者の収入として、施設を管理運営すること。</li> <li>・利用料金収入が一定の額を上回った場合は、上回った額の一定割合を納付金として、年度毎に府に納めること。</li> </ul>
-------------	---

## 6 特定者の主な提案内容

項目	提案
展示室集客目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>■年間40万人を達成 (参考：過去3年間の実績) 平成19年度：52,703人 平成20年度：57,683人 平成21年度：46,013人</li> </ul>
府からの管理委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■0円 (参考：過去3年間の実績) 平成19年度：127,995千円 平成20年度：118,053千円 平成21年度：109,696千円</li> <li>■利用料金収入が21,000千円を上回った場合は、超過額の50%を府に納付</li> </ul>
その他	■平成25年度以降の官民協力の新たな運営方針に係る検討に参画する

## 7 参加意思の表明方法

上記1～5の要件を満たすとともに6に記載する項目について特定者からの提案と同等以上の提案ができ、かつ公募に参加する意思を持つ場合は、次のとおり参加意思確認申請書を提出してください。

### ①提出書類

- ・参加意思表明書【様式第1号】
- ・提案書【様式第2号】
- ・法人等の概要を示す書類
  - ア 定款、寄付行為又はこれらに準ずるもの
  - イ 法人にあつては、登記簿の謄本
  - ウ 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずるものの名簿及び履歴書
  - エ 法人等の事業の概要を記載した書類
  - オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類(本社及び事業所所在地、設立年月日、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売上高等を記載した書類)
  - カ 最近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(グループ企業で連結決算を行っている場合には、連結決算書についても提出してください。)
  - キ 平成22年度の事業計画書及び収支予算書
  - ク 法人等として実施している社会貢献活動、法令遵守などの取組がある場合には、それがわかる書類
- ・納税証明書
  - ア 都道府県税(全税目)に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の納税証明書
  - イ 最近3事業年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- ・公共職業安定所に提出している障がい者雇用状況報告書の写し  
(公共職業安定所に提出義務のある常用雇用労働者56人以上の事業主)
- ・障がい者雇用状況報告書【様式第3号】(常用雇用労働者56人未満の事業主用)  
(公共職業安定所に障がい者雇用状況報告書の提出義務のない常用雇用労働者56人未満の事業主)
- ・印鑑証明書(代表者印)  
(提出日において発行の日から3か月以内のもの)

※ 複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、代表者を定め、「事業計画書」にその旨を明記してください。この場合、「法人等の概要を示す書類」から「印鑑証明書」までの書類は、すべての法人等について提出するとともに、以下の書類を提出してください。

- ・グループ構成員届出書【様式第4号】
- ・委任状【様式第5号】
- ・複数の法人等が共同申請することを相互に約した協定書(写し)

なお、単独で申請した法人等は、グループでの申請の構成員になることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。また、申請書類提出後は、原則として代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は認めません。

### ②提出部数

正本1部と、各写し3部を同時に提出してください。

### ③提案内容の公表

必要に応じて、提案内容の概要を公表することがあります。

- ④提出期間 平成22年10月8日(金)～平成22年10月27日(水)  
 午前10時～正午及び午後1時～午後5時(ただし、土曜日、日曜日は取り扱いません。)  
 ※10月8日(金)は午後2時～正午及び午後1時～午後5時とします。  
 ※申請に当たっては、必ず事前に連絡の上、書類を持参してください。  
 内容についてヒアリングさせていただく場合があります。
- ⑤提出場所 大阪府府民文化部都市魅力創造局文化課文化振興グループ  
 大阪市中央区大手前二丁目1-22  
 電話 06-6941-0351(内線4823)

## 8 質疑

質問がある場合は、平成22年10月22日(金)午後5時(厳守)までに、必ず「質問票」を持参、ファクシミリ又は電子メールで行ってください。これ以降、応募の手続きに関する質問を除き、受け付けません。

- 提出場所 募集要項の配付場所と同じです。
- ※ 電子メールアドレス(質問受付専用)  
 bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp
- ※ 郵送の場合は、郵便番号540-8570を記載すれば住所の記入は不要です。
- ※ 質疑の概要は、平成22年10月25日(月)以降に下記のホームページに掲載予定です。  
 アドレス：<http://www.pref.osaka.jp/bunka/sisetujoho/siteikanri.html>

## 9 提案内容の確認

提出された提案については、5に記載の基本条件を満たしているか、また6に記載の特定者の提案と同等以上かどうかについて確認の上、その結果を参加意思表明者に通知します。

### 【手続のスケジュール】

参加意思確認手続の公表(配付)期間	公表(配付)期間	平成22年10月8日(金)午後2時から 同年10月27日(水)午後5時まで
	配付場所	7⑤に記載のとおり
	交付方法	大阪府ホームページからダウンロード又は手渡し
説明書等に対する質問及び回答	質問受付期間	平成22年10月18日(月)午前10時から 同年10月22日(金)午後5時まで
	質問方法	8に記載のとおり
	最終回答日	平成22年10月25日(月)
	回答方法	大阪府ホームページに掲載
参加意思表明書の提出	提出期間	平成22年10月8日(金)午後2時から 同年10月27日(水)午後5時まで
	提出場所	7⑤に記載のとおり
	提出方法	手渡し
提案の確認結果の通知	最終通知日	平成22年11月4日(木)
	通知方法	郵送